

・日本国憲法
・学校教育法
・東京都の教育目標

・教育基本法
・学習指導要領
・文京区の教育目標

学校の教育目標

- ・自分で考え、言行に責任を持つ人間を育成する。
- ・仲良く助け合う人間を育成する。
- ・健康なからだと実践力をもった人間を育成する。

【時代や社会の要請】主体的に学びに向かい、必要な情報を判断する。自ら知識を深めることで、個性や能力を伸ばす。社会的・職業的に自立した人間となる。

【保護者の願い】健康な体と豊かな心をもち、確かな学力を身につけ、生涯を通して学びに向かう力を高めていくことで、人間性等を涵養していく。

【生徒の実態】明るく素直な生徒が多く、豊かな表現力をもって学習面・生活面共に意欲的に活動している。屈託のない明るさと行動力が、学年・学級のまとまりを生み、集団行動では、互いを高め合う雰囲気がみられる。

各教科等における道徳教育の指導方針

国語

・表現する活動を通して、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、教育活動全体で道徳教育を進める基盤をつくる。

社会

・多面的・多角的に考える力を育成し、自国を愛し、平和に寄与する心を育む。国際社会に主体的に参画する意識と社会連帯の自覚を高める。

数学

・論理的な考察や、物事を統合的・発展的に考察する活動から、道徳的判断力を育成する。また、工夫して生活しようとする態度を養う。

理科

・生物の相互関係やつながり、自然界のつり合いを学び、自然への畏敬の念や、生命を尊重する心を育む。見通しをもった科学的探究から、道徳的判断力や心理を大切にする態度を養う。

音楽

・音楽に対する感性を働かせ、美しいものや崇高なものを尊重する心を育み、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けることを通して道徳性の基盤を養う。

美術

・心情や感性から、美しいものや崇高なものを尊重する心を育み、学びに向かう力、人間性等の涵養に努める。

保健体育

・集団に参加し、ルールを守って協力する活動から、きまりを大切にする態度を養う。生活習慣の大切さを知り、自己を見つめなおす。

技術・家庭

・生活を工夫し、望ましい生活習慣を身につけさせる。家族を大切に、積極的に家庭や地域社会の一員としてよりよく生きる態度を育む。

外国語

・様々な国の文化を理解し、相手を尊重する心や平和への寄与、国際理解・国際貢献の精神を育む。

総合的な学習の時間

・社会の一員として、伝統や文化を大切に、自らの生き方について考え、選択する力を育む。

道徳教育の目標

人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

道徳教育の重点目標

- ・自立心や自律性を高め、規律ある生活をする。
- ・生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること。
- ・法やきまりの意義に関する理解を深めること。
- ・自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと。
- ・伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。

各学年の指導の重点

学年	重点目標	内容項目
第一学年 「自分を見つめる」	・基本的な生活習慣を見直し、自主・自律の態度を養う。	A (1) 自主, 自律, 自由と責任
	・友情・思いやりの心を育てながら、生命の尊さを学ぶ。	B (8) 友情, 信頼 D (19) 生命の尊さ
	・職業を知り自分を見つめる。	C (12) 社会参画, 公共の精神
第二学年 「自分をのぼす」	・職業を学び、労働観・職業観を深めながら、共に生きる事を学び、自分をのぼす。	C (12) 社会参画, 公共の精神 B (7) 礼儀
	・友情・思いやりの心を育てながら、生命の尊さを学ぶ。	B (8) 友情, 信頼 D (19) 生命の尊さ
	・学校の中心となり、よりよい学校生活をおくるために大切なことを考える。	C (15) よりよい学校生活, 集団生活の充実
第三学年 「自分を活かす」	・社会の一員として郷土を愛し、我が国の伝統や文化を尊重する心を育む。	C (17) 我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度
	・生命尊重・思いやり・規範意識を高め、色々な進路を学び、人としての生き方を深め、自分の生き方を考える。	B (6) 思いやり, 感謝 D (19) 生命の尊さ

生活指導における道徳教育の指導方針

- ・学年当初では基本的な生活習慣を身につけ、自律的な生活を実践する能力や態度を養う。
- ・全教職員の共通理解のもとに、集団の規律や秩序を守る指導を行う。
- ・家庭、地域社会および関係諸機関との連携を密にし、学校の教育活動や生徒指導を推進するとともに、ガイダンス機能を充実させ生徒の心身の健全な育成に努める。

特別活動における道徳教育の指導方針

- 学級活動**
- ・「学級や学校における生活づくりへの参画」「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」「一人一人のキャリア形成と自己実現」にて自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、粘り強く取り組み、よりよい生活態度を身に付けようとする事で道徳性の育成をする。

- 生徒会活動**
- ・よりよい生活を築くために、課題を見いだし、これを自主的に取り上げ、協力して課題解決していく自発的、自立的な活動を通して、学年を越えてよりよい人間関係の形成やよりよい学校づくりに参画する態度などに関わる道徳性の育成をする。

- 学校行事**
- ・よりよい人間関係の形成、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性の育成をする。

特色ある教育活動や豊かな体験活動における道徳教育の指導方針

- ・総合的な学習の時間においては、次のことを指導する。
【第一学年】生徒、保護者、地域社会の人々との関わる活動を通して、思いやり、礼儀、公德心などの道徳性を育成する。
【第二学年】第一学年での活動を土台にレベルを向上させた活動を通して、集団生活の充実、伝統文化の尊重、社会参画、勤労等の道徳性を育成する。
【第三学年】これまでの学びや伝統文化への理解をさらに深め、感動や畏敬の念への意識を育て、よりよく生きる喜び等への道徳性を育成する。
- ・第一学年の八ヶ岳移動教室、第二学年の防災宿泊体験、第三学年の修学旅行などの宿泊体験学習を通して、人間関係の育成、協力、責任などに関わる道徳性を育成する。
- ・職場体験活動やボランティア精神を養う活動などの社会体験や自然体験、幼児、児童、高齢者や障がいのある人々などとの文化芸術に親しむ体験を通して、自律的態度、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を育成する。

道徳科の指導の基本方針

- ・学校教育全体を通して行う道徳教育を進化補充するために、道徳科の授業を充実し、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図り、特に自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習指導に努める。
- ・学年通信や学級通信などを通して道徳科の授業の様子や、生徒の取り組みの様子を発信し、本校の道徳科の取り組みについて地域・家庭への理解推進を図る。
- ・記述や討論などを通して、表現の機会を充実することにより、多面的・多角的なもの見方について触れると共に、互いを尊重する態度を育む。

よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成に関する地域・家庭との連携の方法

- ・「道徳授業地区公開講座」を実施し、公開した道徳科授業についての協議をすることで、道徳性の育成について学びあう。また、地域・家庭と協力してどのような生徒を育てていきたいかについて意見交換を行う。
- ・「いのちと心の授業」では、医療従事者等に講師を依頼し、地域・保護者・生徒・本校教職員が生命尊重について皆で考える。
- ・「国際理解教室」では、様々な国で活躍されている方を講師として招き、国際理解をテーマに、グローバル化する現代社会で互いを尊重する大切さを、生徒・保護者・地域・本校教職員で協働的に学ぶ。